

令和7年度 事業報告書

I. 法人の概要

1. 基本情報

(1) 法人の名称

学校法人 山野学苑

(2) 主たる事務所の住所等

住所：〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1

電話番号：03-3379-0111 FAX 番号：03-3370-0008

ホームページ：<https://www.yamano.jp/>

2. 建学の精神と教育理念

山野学苑は、初代山野愛子校長が提唱した「美道 5 大原則（髪・顔・装い・精神美・健康美）」を基に美容理論の追及、美容に関する知識・技能の教授・研究を通して社会や美容界で広く貢献のできるリーダーを育成するとともに、国際社会で活躍のできる人材の育成を目標とする。

3. 山野学苑の沿革

1934	(昭和9) 年	4 月	東京日本橋に山野美容講習所設立
1948	(昭和23) 年	9 月	国際山野高等美容学院設立認可
1949	(昭和24)	12 月	財団法人山野高等美容学校設置者変更、設立認可 (理事長に山野治一就任、校長に山野愛子就任) 美容師養成施設として厚生大臣の指定を受ける
1954	(昭和29) 年	12 月	学校法人山野高等美容学校設置者変更認可 (学校教育法第8条第3項準用の同法第4条の規定)
1973	(昭和48) 年	12 月	学校法人山野学苑に法人名称を変更
1977	(昭和52) 年	2 月	学校法人山野学苑山野美容専門学校設置認可
1991	(平成3) 年	12 月	山野美容芸術短期大学設置認可 (文部大臣)
1992	(平成4) 年	4 月	山野美容芸術短期大学開設 美容芸術学科設置
1995	(平成7) 年	8 月	(山野美容芸術短期大学学長に山野正義就任) (山野美容専門学校校長に山野愛子ジェーン就任)
		12 月	山野美容芸術短期大学 美容保健学科設置認可
1996	(平成8) 年	4 月	山野美容芸術短期大学 美容保健学科設置開設
1997	(平成9) 年	10 月	山野日本語学校設置認可
1998	(平成10) 年	4 月	山野美容芸術短期大学 美容保健学科

- (美容師養成施設に指定)
- 山野日本語学校開設
- (山野日本語学校校長に山野正義就任)
- 12月 山野美容芸術短期大学 美容福祉学科設置認可
- (介護福祉士養成施設に指定)
- 1999 (平成11)年 4月 山野美容芸術短期大学 美容福祉学科設置開設
- 2002 (平成14)年 12月 山野医療専門学校認可
- 2003 (平成15)年 4月 山野美容芸術短期大学 美容福祉学科
- (美容師養成施設に指定)
- 山野医療専門学校開設
- (柔道整復師養成施設に指定)
- (校長に山野正義就任)
- 2004 (平成16)年 4月 山野美容芸術短期大学 専攻科芸術専攻・社会福祉専攻開設
- 2005 (平成17)年 2月 山野美容芸術短期大学 専攻科芸術専攻大学評価・学位授与機構
認定
- 2007 (平成19)年 4月 山野美容専門学校校舎 M. YAMANO TOWER 竣工
- 2009 (平成21)年 4月 山野日本語学校 大学進学1年コース設置
- 2010 (平成22)年 4月 山野美容芸術短期大学 美容総合学科設置認可
- 山野美容芸術短期大学 美容総合学科設置認可に伴う美容芸術学科・
美容保健学科・美容福祉学科募集停止
- 2011 (平成23)年 4月 山野美容芸術短期大学 美容芸術学科・美容保健学科・美容
福祉学科を改組
- 美容総合学科(美容デザイン専攻・総合エステティック専攻・
国際美容コミュニケーション専攻)開設
- 2012 (平成24)年 4月 山野美容芸術短期大学 美容総合学科現代美容福祉専攻開設
- 2013 (平成25)年 4月 学校法人山野学苑総長に山野正義就任
- 学校法人山野学苑理事長に山野愛子ジェーン就任
- 山野美容芸術短期大学学長に山野愛子ジェーン就任
- 山野日本語学校校長に山野一美ティナ就任
- 2014 (平成26)年 3月 山野美容芸術短期大学 日本語別科開設
- 4月 山野美容芸術短期大学 美容総合学科 現代美容福祉専攻募集停止
- 2015 (平成27)年 2月 山野美容専門学校専門課程、文部科学大臣より

			「職業実践専門課程」に認定
	4 月	山野美容芸術短期大学 美容総合学科	総合エステティック専攻を エステティック専攻に名称変更
2017 (平成29) 年	4 月	山野美容専門学校	専門課程、文部科学大臣より 「職業実践専門課程」認定取り消し
2018 (平成30) 年	3 月	山野医療専門学校	募集休止
2020 (令和2) 年	3 月	山野医療専門学校	閉校 山野美容専門学校専門課程、文部科学大臣より 「職業実践専門課程」に認定
	8 月	山野医療専門学校	廃止届提出
2021 (令和3) 年	4 月	山野美容芸術短期大学 美容総合学科	(専攻課程を廃止し、教育課程の統合による学科改組) 美容デザイン専攻、エステティック専攻、国際美容コミュニケーション専攻の 募集停止
2022 (令和4) 年	4 月	山野美容専門学校	高等課程 募集停止
2023 (令和5) 年	3 月	山野日本語学校	大学進学1年コース廃止
2023 (令和5) 年	3 月	山野美容芸術短期大学 美容総合学科	専攻課程の廃止 (美容デザイン専攻、 エステティック専攻、国際美容コミュニケーション専攻)
2023 (令和5) 年	11 月	山野美容専門学校	高等課程 廃止

4. 設置する学校

山野美容芸術短期大学	美容総合学科 専攻科 芸術専攻
山野美容専門学校	美容専門課程 美容通信課程
山野日本語学校	大学進学準備教育 1 年コース 大学進学準備教育 1 年半コース

5. 学校等の学生数の状況

(令和7年5月1日現在)

学校名			入学定員	入学者数 R7. 5. 1	収容定員 R7. 5. 1	現員数 R7. 5. 1	前年度 現員数 R6. 5. 1	新年度 現員数 R8. 5. 1
山野美容 芸術短期 大学	美容総合学科		245	188	490	385	369	319
	専攻科芸術専攻		40	8	80	11	3	21
山野美容 専門学校	美容専門課程		600	447	1,200	889	912	939
	美容通信課程		600	208	1,800	1012	988	1,023
山野 日本語 学校	大学進学 準備教育	1年 コース	200	166	200	187	166	102
	同上	1年半 コース	80	88	160	155	102	85

(注) 山野日本語学校大学進学準備教育一年半コースは 10 月入学の為、入学者数は R6. 10. 1 現在の人数

(注) 山野美容専門学校通信課程は、4 月・10 月入学の為、上記入学者数は R6. 4. 1 入学者を記載

6. 収容定員の充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
山野美容芸術短期大学	0.64	0.71	0.76	0.75	0.79
山野美容専門学校					
美容専門課程	0.59	0.65	0.76	0.76	0.74
美容通信課程	0.46	0.47	0.54	0.54	0.56
山野日本語学校	0.4	0.48	0.89	0.71	0.52

7. 役員の概要 理事

理事の定数 5人 (●:外部理事)

(令和8年3月31日現在)

	氏 名	就任年月日	常勤／ 非常勤	主な現職等	業務執行/ 非業務執行
1	石井 至	令和8. 1. 1	常 勤	石井兄弟社代表取締役社長 札幌大学客員教授兼顧問	業務執行
2	木村 康一	令和6. 1. 18	常 勤	山野美容芸術短期大学学長・教授	業務執行
3	植村 公一 ●	令和6. 1. 18	非常勤	国立大学法人東京農工大学理事、 Indexグループ代表取締役社長	非業務執行
4	藤本 欣伸 ●	令和6. 1. 18	非常勤	西村あさひ法律事務所、 外国法共同事業パートナー	非業務執行
5	大橋 博 ●	令和7. 4. 28	非常勤	創志学園総長	非業務執行
退任	山野愛子ジェーン	令和7. 3. 31	辞任		
退任	清水 雅彦 ●	令和7. 5. 17	辞任		

退任	花村 邦昭	理事長 山野愛子ジェーンの後任理事長として、花村邦昭（理事就任 令和7年5月22日、理事長就任 令和7年5月29日）が就任した。 花村邦昭は、一身上の都合により令和7年12月31日付け、理事（理事長）を辞任。 後任には、評議員であった石井至が令和8年1月1日付け理事に就任し、令和8年1月21日付け理事長に就任した。
----	-------	--

（責任の免除）

寄附行為第 60 条に定めあり

（限定責任契約）

寄附行為第 61 条に定めあり

（役員賠償責任保険契約）

全役員が加入済み

監事の定数 2人

（令和8年3月31日現在）

	氏 名	就任年月日	常勤／ 非常勤	主 な 現 職 等
1	黒石 匡昭	令和6. 1. 18	非常勤	PA パートナース株式会社代表取締役
2	村山 利栄	令和6. 2. 6	非常勤	インフォア・ホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ライスカレー社 社外取締役、株式会社 True Data 社外取締役（監査等委員）、前田建設工業株式会社 非業務執行取締役、国立健康危機管理研究機構（JIHS）理事

8. 評議員の概要

評議員の定数 6人以上10人以内（現員：8人）

（令和8年3月31日現在）

	氏 名	就任年月日	主 な 現 職 等
1	山野愛子ジェーン	令和7. 5. 29(再任)	学校法人山野学苑学苑長・山野美容専門学校校長
2	茂木 勝彦	令和6. 1. 18	学校法人山野学苑 法人事務局長代理
3	河崎 峰子	令和6. 1. 18	山野美容芸術短期大学副学長・教授
4	青山 正幸	令和7. 5. 29(再任)	ヘアサロン「ACQUA」代表・株式会社アクアアーティストックアソシエーションInc. Co., Ltd. 代表取締役
5	植草 茂樹	令和7. 5. 29	植草茂樹公認会計士事務所 所長、公認会計士
6	小口 光	令和7. 5. 29(再任)	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー
7	杉山 美香	令和7. 5. 29	東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健研究チーム 研究員、産能短期大学非常勤講師（高齢者心理学）
8	ロベール・ ヴェルディエ	令和8. 1. 21	MIDI PYRENEES株式会社代表取締役社長
退任	石井 至	令和7. 12. 31	理事就任に伴う辞任
※令和5年4月1日私学法改正に伴い、5月29日の定時評議員会の終了を以て評議員が交代した。			
退任	小野田 光伸	令和7. 5. 29	辞任

退任	五十嵐 メルビン	令和7.5.29 辞任
退任	雑賀 英敏	令和7.5.29 辞任
退任	佐野 一郎	令和7.5.29 辞任
退任	廣岡 敏行	令和7.5.29 辞任
退任	山北 宣久	令和7.5.29 辞任

9. 会計監査人の概要（定員数、名称又は氏名、就任年月日等）

会計監査人の定数 1人

（令和8年3月31日現在）

	法人名	就任年月日
1	虎ノ門有限責任監査法人	令和7.5.29

- ・責任免除に関する決議、責任限定契約、補償契約及び役員賠償責任保険契約の状況（責任の免除）

寄附行為第 60 条に定めあり

（限定責任契約）

寄附行為第 61 条に定めあり

10. 理事選任機関の概要（構成等）

構成	構成員
理事会	全ての理事
評議員会	全ての評議員

11. 教職員の概要

（令和6年5月1日現在）

	本務人数	兼務人数	合計	平均年齢 （本務）	平均年齢 （兼務）	平均年齢 （合計）
山野美容芸術短期大学	40	92	132	47.8	51.2	49.5
山野美容専門学校	61	4	65	48.6	66.5	57.6
山野日本語学校	12	26	38	40.2	53.0	46.6
法人事務局	17	0	17	53.4	-	53.4

II. 事業の概要

1. 主な教育・研究の概要

山野学苑は、昭和9年に東京・日本橋に美容師養成事業の端緒となる山野美容講習所を創立、昭和29年には学校法人山野高等美容学校を設立し、以来、美道5大原則を教育理念とし、国内最大級の美容学校である山野美容専門学校、我が国初となる美容の高等教育機関である山野美容芸術短期大学を設立、更には山野日本語学校を開設し、多様な社会に適応し主体的に参画のできる資質能力を有する人材の育成を追求して今日に至っている。

2. 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

代々木校舎である MY タワーの関連業務改善に関しては、プロパティマネジメント(PM)の在り方とビルマネジメント(BM)の業務委託内容を見直すことで、経費を大幅に下げることを目指し、調整を進めている。施設の有効活用としては、令和 7 年 4 月より、山野日本語学校の校舎を代々木校舎の 7・8 階に移転し、遊休となった千駄ヶ谷の日本語学校校舎跡地については、売却することとして進めている。

人事評価制度の最適化に向けた人事制度の再構築は、次年度理事会における重要課題としている。

組織運営体制においては、令和 6 年 12 月学苑所有の一部施設が用途制限法令違反に抵触していることが自己点検活動により発覚した。このことから学苑全体のコンプライアンスチェック、ガバナンスの根幹からの見直しが必要であることを改めて自覚し健全化を図るべく改革を進め、理事体制も強化し、学苑の内部体制の整備を進めた。

経費抑制については、法人、各校で工夫改善を進めているがきびしい状況が続いており、令和 8 年度に向けた予算編成にあつては、物価上昇圧力等の厳しい経済的な影響により、財源確保に厳しい状況が続いているため、国や東京都の動向や、各施策の実現に有効な財源となる国の経済対策を看過することなく情報収集に努め、引き続き、目的に対し妥当であるか、想定される学習効果に対し、適切な体制構築がなされているか等を十分に検証したうえで計上し、真に必要な施策を計画的、かつ積極的に行い、取捨選択を行い、山野学苑の建学の精神と教育理念に基づいた運営に努めることとを基本方針とし、各校への抑制計画を示したうえで予算編成を進めた。

各学校からの報告は以下の通りとする。

《山野美容芸術短期大学》

1. 認証評価結果への対応

学内組織変更や法改正に伴う規程の見直しや実態との齟齬を修正する活動を継続した。認証評価再審に向けて準備をすすめていたが、令和 6 年 12 月学苑所有の一部施設が用途制限法令違反に抵触していることが発覚し、直ちに改善の措置をとった。また、令和 7 年 5 月に就任した理事長が同年 12 月に辞任し、令和 8 年 1 月新理事長が就任した。学苑の改善活動を進めてきたことが評価され、令和 7 年度まで経常費補助金は 50% の減額交付まで復帰した。改善努力を進め順調にいけば全額交付が叶う令和 9 年度の内容をもって、令和 10 年度に第 4 期認証評価を受審する予定である。

2. 美容総合学科コース改組

現行の 1 学科 3 履修コース制を、官民様々な動向を踏まえた上で美容師免許取得コースと美容師免許を取得しないコースの 2 履修コース制に再編することを検討している。同時に学校教育法施行令の一部改正から、経営基盤を安定化するための整備を行うため、収容定

員の見直しを行い、教育の質を担保しつつ運営体制の適正化を図ることを計画している。

3. カリキュラム

令和7年度入学生よりカリキュラムを大幅に変更したことで長期休業期間中の集中講義の開講が解消された。そのことから、多くの学生が長期休業期間の課外活動（地域連携活動、海外研修やインターンシップ）に参加した。その際に学生は複数の活動への参加も可能となり、社会活動の経験値も向上したものと考えられ、学生の人間的成長の一助になったものと推測する。学生がどう成長したかについては、令和8年度に改組の完成年度を迎えることから、次年度以降継続的に検証していく。

令和6年度にリニューアルした専攻科芸術専攻に関して、令和7年度に3名の修了生を輩出した。今回のリニューアルにおいて学習成果カルテやルーブリック、授業アンケート結果などから総合的に判断して学生のDP到達はおおむね良好であった。少人数教育による学生一人ひとりに寄り添った指導の効果の表れであると認識している。令和7年度に8名の新入生を迎え入れており、今年度の自己点検を踏まえて少人数教育を継続していくこととする。

4. キャリア支援

進路活動の重要性は入学時オリエンテーションの時点から学生への意識付けを行っている。現状、本学必修科目である「キャリアデザイン」の授業とも連携してキャリア支援センタースタッフを中心に学生の進路指導を行っている。カリキュラム変更により、長期休業期間中の集中講義がなくなったことでインターンシップの参加率が向上し、受入企業数31社に延べ105名の学生が参加した。また、昨年度から始まった学内開催の進路ガイダンスでは、本学学生の採用を希望する企業89社が集まった。同時に、4年制大学への編入学や海外留学などの進学を希望する学生向けに、進学・留学斡旋業者を招いて進学ガイダンスを実施した。

5. 中途退学者対策

学生の学業および生活の充実を狙いとしてゼミ担当教員を中心に学生対応したが、令和7年度は中途学率が7.6%となった。学生が抱える問題は複合的であり、ゼミ担当教員だけでは対応が難しく、精神的・時間的負担も重い状況にあった。その改善策として課題の専門性を踏まえた分担当制をとるよう修正した。具体的には、進路問題はキャリアセンター、健康問題は保健管理室、学業問題はゼミ担当教員および学生教務課に繋いでそれぞれ対応する体制に変更した。今後、学生が不調になった際には、なるべく早期の問題解決を行うことで中途退学者数の減少を目指していくこととする。

6. 学生募集対策

新たな広報戦略や入試選抜方法の変更により入学者増を目指したが、いずれの策も奏功せず入学者数を大きく減らす結果となった。喫緊の立て直し策として、受験者数を大幅に減ら

した学校推薦型選抜の入試選抜内容の見直しを行った。また、総合型選抜および一般選抜においても、受験生の修学意欲やディプロマポリシー理解度を確保することを狙いとする選抜方法に変更した。

7. 経費抑制計画

令和 7 年度の学生募集戦略の結果を踏まえ、戦略の早急な立て直しが最優先課題と認識している。このような事情を鑑み、学苑の学校間での広報活動の統合は、継続検討事項とする。

8. 施設等整備計画

施設は全般において老朽化が進行しており、現状では大規模な修繕ができていない。今後は、学生募集に繋がる事項や在学生の要望の多い事項を抽出し、優先順位をつけて修繕・改修を進めていく。

《山野美容専門学校》

1. 教育目標

山野美容専門学校は、「髪」「顔」「装い」「精神美」「健康美」の「美道五大原則」を基に、美容の理論と実践を通して教育の向上をめざし、常に変わりゆく多様な文化のなか、学生を美容界のリーダーに育てるとともに、生涯の学びへと導くことを目標としている。

(1) 卒業の認定に関する方針

美容師免許取得に達する知識・技術を修得するとともに「髪・顔・装い・精神美・健康美」のトータルビューティアーを学び、豊かな感性と優れた国際感覚を身につけることとしている。

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

- ・改正された学校教育法施行規則に基づき、専門課程の教育課程の編成を行っている。
- ・美容師養成施設指定規則に基づき、教育課程の編成を行っている。
- ・美容分野に関する企業等との連携体制を確保して、教育課程の編成を行っている。

(3) 入学者の受け入れに関する方針

- ・美容界でプロとして活躍したいという目的意識の明確な方
- ・健康で明るく、前向きでチャレンジ精神のある方
- ・思いやる気持ちがあり、協調性のある方

2. 組織的な学校運営体制の構築

学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）（令和 6 年 6 月 14 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）の施行を踏まえて、的確な対応を可能とする体制を構築した。

(1) 校務統括の設置

ガバナンス強化を目的に、内部統制を図る一つの方策として校務統括を設置した。校長との 2 軸の体制とし、業務分掌を行い、適正かつ効率的に業務を行うことを目指した。

(2) 自己点検・評価改善委員会の設置と運用

本校の教育の質の向上に資するため教育、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について、点検及び評価を行うための委員会を設置した。委員会は、内部質保証の観点から、本校の教育内容・教職員研修等について全校的視点にたって自己点検・評価を行い、その結果を設置者に報告するとともに公表することとしている。

(3) ガバナンス強化

改正私立学校法の施行に伴い、内部統制システムの基本方針を策定し、コンプライアンス委員会によるモニタリングや予算管理の厳格化を通じてガバナンスを強化した。

(4) 各種規程の新設・改定

組織決定上必要な複数のルールを明文化し、規程の見直しと改定を行った。

3. 教育方針とカリキュラム改革

(1) 新カリキュラムの運用と検証

令和6年度から導入された新カリキュラムに基づき、1年次の「基礎プロコース」および2年次「テクニカルプロコース」を本格運用した。

現場のトレンドを反映させるため、美容業界の第一線で活躍する外部講師を招聘し、実践的職業教育を展開した。

令和7年度におけるテクニカルプロコースの各コース選択者は以下であった。

- ・「カット・サロンワーク」コース : 48.2%
- ・「メイクアップ」コース : 19.5%
- ・「ヘアアレンジ・ブライダル」コース : 14.1%
- ・「ネイル・アイ」コース : 17.2%

(2) キャリアデザイン授業の改善

導入初年度の反省点を踏まえ、入学間もない新入生がより理解しやすく、取り組みやすい授業とした。具体的な取り組みとして「社会人基礎力測定テスト（PROG）」の実施時期、実施方法、テスト結果を踏まえたレクチャーの開講時期などを見直した。また授業スライドやワークの内容にも修正を加えた。

(3) ICT教育の強化

適切なSNS使用方法の徹底や、学内オンライン教育システムである「Skycampus」を学生が可能な限り早く活用できるようICT授業の開講時期の前倒を検討し、実施した。

(4) 美容福祉授業の調整

美容福祉のシラバスにおいて理論と実践のバランスを修正し、学生がより効果的に学習できるようにした。

(5) サロンコミュニケーション授業の講師入れ替えと授業内容の改善

美容室を訪れる外国人の接客を想定した実践的なカリキュラムへの切り替えを目的にサロンコミュニケーションの授業のうち外国語授業のパートにおいて、講師の入れ替えを行った。

4. 学生の状況

(1) 各課程の定員と在籍者数(人) (令和7年5月1日現在)

課程/年度	入学定員	1年	2年	3年	合計
専門課程	600	463	426	—	889
通信課程	600 4月 320 10月 280	334	308	370	1012
計	1200	797	734	370	1901

(2) 入学者数(人)

課程/年度	令和7年度			令和6年度		
	4月	10月	計	4月	10月	計
専門課程	449	—	449	469	—	469
通信課程	193	116	309	215	133	348
計	642	116	758	684	133	817

(3) 卒業者数(人)

課程 \ 年度	令和7年度			令和6年度		
	9月	3月	計	9月	3月	計
専門課程	0	407	407	22	394	416
通信課程	66	147	213	79	128	207
計	66	554	620	101	522	623

5. 学生募集の結果

(1) 専門課程の学生募集

令和8年度から学費を11.5%増額したが、令和8年度の入学者数は、前年度よりも15.4%(69名)増となった。

学生募集活動としては、令和7年度計画に従い総合型選抜入試の強化を行った。また、SNS(Instagram、Youtube等)を活用した視覚的コンテンツの発信を強化し、本校への認知度向上と来校を促進した。

オープンキャンパスでは、在校生(オープンキャンパスリーダー)による技術ショーやキャンパスツアーを実施した。また体験授業・技術ワークショップを毎回取り入れ、入学希望者が将来像を想起しやすい環境を整備した。名称を改めた「入学サポート」コーナーでは、多くの来場者を獲得した。

ガイダンスや高校訪問は、1都3県を強化して行う他、静岡・長野を重点的に行った。

平日の学校見学の受け入れも行った。

(2) 通信課程の学生募集

令和7年度から学費を28%増額したが、入学者数は10%(22名)減に留まった。令和8年度春の入学予定者は令和7年度より若干多い(プラス3名)結果となった。

6. 離学抑制

令和7年度の専門課程1年生の退学（除籍を含む）率は4.8%であり、目標である5%を下回った。しかしながら、2年生の入学から卒業までの通算退学率は8.2%となり、5%を超えている。

一方で全国の美容師養成施設専門課程平均の15.5%は下回っている。

(1) 離学抑制策

担任ユニット制によるきめ細やかな面談、スクールカウンセラーによる心のケア、および人間関係の固着化を防ぐため、2年次クラス再編成を柔軟に実施した。

(2) 経済的支援

高等教育の修学支援新制度の対象校として学費減免を行うとともに、日本学生支援機構の奨学金手続きや本校独自の学費支援制度を通じて、学生の修学継続をサポートした。

7. 美容師国家試験結果

美容師国家試験の結果 入学者全員の資格取得を目指し、教職協働による国家試験対策を行った。頻出項目を洗い出し、効率的な指導を継続的に行った。

令和7年度の合格率は合計で89.6%と昨年度を下回ったものの、全国平均（83.0%）を大きく上回る結果となった。

(1) 令和7年度（新卒者のみ計上）（人）

	専門課程			通信課程			計		
	受検	合格	率(%)	受検	合格	率(%)	受検	合格	率(%)
52回	0	0	—	66	60	90.9	66	60	90.9
53回	406	375	92.4	144	112	77.8	550	487	88.5
計	406	375	92.4	210	172	81.9	610	547	89.6

(2) 令和6年度（新卒者のみ計上）

	専門課程			通信課程			計		
	受検	合格	率(%)	受検	合格	率(%)	受検	合格	率(%)
50回	20	16	80.0	62	52	83.9	82	68	81.9
51回	397	385	97.0	94	74	78.7	491	459	93.5
計	417	401	96.2	156	126	80.8	573	527	92.0

8. 卒業後の進路について

第1希望に就職できた者の割合は76.78%であり、昨年度の70.37%より6ポイント強、向上した。

美容師希望者が圧倒的に多いが、ネイリスト・アイリスト希望者が増加しており、就職先の開拓を行った。

(1) 専門課程の卒業後進路

区 分	人 員(人)	占有率 (%)
美容室・サロン	297	73.0

アイデザイナー	39	9.6
ネイリスト	15	3.7
ブライダル	7	1.7
化粧品（美容部員）	0	0
エステ	2	0.5
進学・留学	6	1.5
上記以外の進路	41	10.0
計	407	100.0

（２）進路指導

希望者全員の内定獲得を目標とし、キャリアサポートセンターと担任教員が連携した個別指導を徹底した。１年次入学直後からの「キャリアデザイン」授業を通じ、自己分析や卒業生講話を実施した。これにより、学生が５年後までのビジョンを具体化・言語化する礎を構築した。

（３）外国人の就職支援

一般社団法人外国人美容師監理機関の理事を専門学校の教育課程編成委員に招聘した。増加する外国人留学生在が国内（都内）の美容室（サロン）への就職を希望するケースについて継続的に相談を続けている。

９．施設・設備

（１）教育環境の整備

中期計画に基づき、203 教室のシャンプー台を換装した。
実習教室および HR 教室の AV 機器換装も、R7 年度中に着手した。

10. 危機管理体制

学校保健安全法に則り、学生及び教職員等の安全確保を図った。関連部署と連携した取り組みを行った。

（１）学生指導係の配置

昨年度に引き続き、警察 OB を主軸とする危機管理対応のスタッフを配置した。

（２）増設した防犯カメラの効果

所轄の警察と連携を図る際の物証の確保を効果的に行えるようになった。施設内における違法行為等の摘発と防止に一定の効果があつた。

（３）警察による学生の啓蒙

薬物や組織犯罪の危険性と対策について、所轄の警察署員による学生向けの講演を開催した。

（４）避難訓練の実施

年内に２回、全校での避難訓練を実施した。

（５）BCP 策定

専門学校のBCP(事業継続計画)の策定に着手した。

《山野日本語学校》

1. 学校の概要

(1) 設置コース

コース名	入学時期	定員
大学進学準備教育1年コース	4月	200名
大学進学準備教育1年半コース	10月	160名

(2) 教職員数

	専任	増減	非常勤	増減
教員	6人	-2	31人	0人
職員	3人	-1	0人	-1

(3) 生徒数（下段は昨年）

コース名	生徒数	定員充足率
大学進学準備教育1年コース	99人(166人)	50%
大学進学準備教育1年半コース	84人(225人)	53%
合 計	184人(391人)	51%

注：（ ）内は前年度人数

(4) 生徒数（地域別人数）

中国	128	ベトナム	0	ウズベキスタン	4
カンボジア	2	フィリピン	1	韓国	2
アメリカ	0	台湾	0	ミャンマー	14
モンゴル	2	カタール	0	ネパール	23
マレーシア	6	ナイジェリア	3	イラン	0

2. 事業の概要

山野日本語学校は国内の大学、専門学校へ進学するための日本語教育及び基礎教育を行う、大学進学準備教育1年コース及び大学進学準備教育1年半コース設置している。

(1) 日本語能力試験状況（7月、12月平均）

N1	50% (28%)
N2	42% (33%)
N3	44% (35%)

注：（ ）内は7月、12月の全国平均

(2) 進学状況

大学院	大学	短期	専修学校
21 人 (25)	32 人 (31)	7 (0)	62 人 (49)

注：() 内は前年度人数

(3) 進学先

【大学院】

千葉大学、九州大学、神戸大学、筑波大学、北海道大学、大阪大学、立教大学、明治大学、同志社大学、立命館大学、上智大学、武蔵大学、日本大学、中央大学、国士館大学、帝京大学、拓殖大学、愛知大学、目白大学、明海大学、京都情報大学

【大学】

九州工業大学、明治学院大学、立命館アジア大学、専修大学、大手前大学、明海大学、淑徳大学、第一工科大学、東京国際効果専門職大学、東京情報大学

【短大】

埼玉短期大学、信州豊南短期大学、国際短期大学

総括

- (1) 留学生募集にあたっては、令和7年10月「非適正校」の通知を受けたことから、応募者が激減する事態となった。
- そのことから、非適正校にあっても応募者確保に向けて既存代理店、新規代理店開拓との関係強化に取り組んだ。
- 学習意欲の高い留学生を集めることに注力し、定員を満たすことに重点を置いた留学生募集は行わない。更に、対入管業務についても指導チェックを依頼し、事務体制強化に努める。
- 事務局体制の強化を目的とした、
- ①事務局員の他校訪問による、入管事務棟の研修の実施。
 - ②認定校認可取得済みの日本語学校校長による研修の実施。
- これらにより、外部との連携にも積極的に取り組んでいる。
- (2) 日本語教育機関の競争力の要として日本語教育能力の向上を掲げ、「日本語能力試験 N2 合格率 50%を目指すプログラム」の6年目として、N1 の目標は達成し、N1 と N3 とともに全国平均を大幅に上回っている。
- (3) 大学・大学院進学者数は前年並みなるも、専門学校比率が高まった。今後専門学校比率を圧縮し、大学・大学院進学者を増加するため、2026 年度から留学申込時の面接を実施。
- (4) 認定校申請に向け、コンサルタントの選定が完了。申請は令和9(2027)年4月を目指している。

Ⅲ. その他

1. 学校法人の管理運営における改革について

令和5年4月28日に公表した、不適切支出問題についてのご報告（最終報告）に示した事項について、責任の所在と処分については、最終報告に記載のとおり実行し、損害賠償金については、調停に代わる決定に基づき返還を受け、令和8年3月17日の入金確認をもって返還支払いは完了した。

その上で、学校法人の模範となれるようなガバナンス体制を構築し、高いコンプライアンス意識を保持して学校法人の経営と運営を行うべく「再発防止策としての当学苑の改革」として改革を進め、令和7年度にあってもこの体制を維持継続し、制度の徹底と厳格な運営に努めた。

このガバナンス強化の一環から判明した、代々木に所在する山野ホール等施設の外部への貸出については、法令遵守を徹底しており、学内利用や本校の教育研究活動に関連する資格試験や研究会のほか、公共団体が行う社会貢献に資する行事等で理事会の承認を受けた行事に限定して使用することを規定し、学外者からの施設使用の申し出があった際には、全て理事会で審議し、承認を得たもののみ貸出を許可することを徹底している。

また、内部統制の充実・強化については、令和7年4月より施行された私立学校法の改正に合わせ、内部統制システムの基本方針を策定し、基本方針に基づく内部統制システムの整備を行った。

本学苑にあっては、前述の改革を進めてきたことから、令和5年5月からコンプライアンス委員会を設置しており、体制整備としては進んでいた状況であるといえる。

コンプライアンス委員会は、理事会の直轄組織とし、学苑全体のコンプライアンス上の様々な事項について、継続的に確認、検討、モニタリング及び助言を行っており、各部門における日常業務や事業活動等における内部統制や関係法令の遵守等について確認し、必要に応じた指導助言等を行っている。また、コンプライアンス委員は理事会及び評議員会にオブザーバーとして出席し、議事内容が正確に議事録に反映されているかの確認を行い、定期的に理事会・評議員会の議事録ファイルを確認し、開催実績と議事録の照合を行っている。今後、今後は、ガバナンス・コンプライアンスの体制を維持しつつ、内部統制システムの強化として内製化を進めることを検討している。

また、山野愛子ジェーン学苑長は、令和7年3月31日付けをもって 理事・理事長を退任し、学苑の教学に専念していくこととなった。後任には、住友銀行専務取締役、日本総合研究所の初代社長・会長、大妻学院の理事長（2008~2017年）を歴任された花村邦昭が就任し、内部統制等をさらに進めた。花村邦昭理事長は、一身上の都合により令和7年12月31日をもって理事長・理事を退任し、後任には、クレディ・アグリコル銀行マネジングディレクター、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（首相官邸）委員、札幌大学客員教授などを歴任する石井至氏が就任し、経営改善に尽力している。

2. 認証評価について

本学苑は、令和5年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受け、令和

6 年 3 月 8 日付で不適格の評価を受けた。

同協会より通知された、早急に改善を要すると判断された事項は、以下のとおりである。

- ①学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きに関する規程を定めていない。
- ②理事及び評議員が寄附行為に定められた定数を満たしていない。
- ③理事会及び評議員会の議事録に会議で使用した資料が添付されていない。
- ④理事会及び評議員会に付議された事項について書面をもってあらかじめ意思表示した者の意思表示書が保存されていない会が複数回ある。
- ⑤実際に開催していない理事会及び評議員会の議事録がある。
- ⑥学校法人資産の私的利用、上記の実際に開催していない理事会及び評議員会の議事録による寄附行為変更認可申請を行うなど法人の内部統制の体制及びガバナンス機能に大きな問題がある。

これら早急に改善を要すると指摘された事項については、不適切支出等の問題の再発防止策において、全項目について改善策は既に取りられている状況ではあるものの、認証評価の再評価にあつては、細部において慎重な対応とすべく基準協会とも協議を重ね、学内審議の結果、追評価を受審出来るだけの精度が整わないと判断し令和 7 年度での受審は見送ることとした。

引き続き令和 8 年度での追評価の準備を進めていたところ、令和 6 年 12 月学苑所有の一部施設が用途制限法令違反に抵触していることが自己点検活動により発覚し、このことから学苑全体のコンプライアンスチェック、ガバナンスの根幹からの見直しが必要であることを改めて自覚し健全化を図るべく改革を進めてきた。令和 7 年 3 月には山野愛子ジェーンが理事長を辞任し、同年 5 月に新理事長に花村邦昭が就任し、学苑内部体制整備を進めた。花村邦昭理事長は、一身上の都合により令和 7 年 12 月 31 日をもって理事長・理事を退任し、後任理事長には石井至が就任し経営改善に尽力している。

令和 8 年度での追評価については、これら取り組みを進めている最中でもあることから、認証評価の受審申込みについては見送ることを決定した。

3. 財務状況の改善について

令和 6 年 12 月 18 日の理事会において経営改善計画を纏め、令和 9 年度には教育活動資金収支をプラスとし、経営判断指標の「B0」とすることを近々の目標とした。

経営改善計画においては、業務見直しと経費削減の取り組みを進めることと併せ、山野美容芸術短期大学及び山野美容専門学校での学生数の確保、並びに学苑全体のガバナンス体制の強化がこの経営改善計画期間における重点事項としている。山野美容専門学校においては、経営改善計画どおり学費の値上げを行った。学生数を確保するため、コースやカリキュラムの見直しを含めた学苑における教育のブランド化を図り本学の魅力を向上するとともに、入試制度の見直しと広報戦略の積極的な展開や奨学金制度の充実を図ることとし、制度の見直し等を行った。その結果、山野美容専門学校においては入学者を大

幅に増やすことができた。しかし、山野美容芸術短期大学と山野日本語学校にあつては入学者を減らす結果となり、次年度に向け体制の見直しを進めている。

財務状況の改善施策として、令和7年4月より千駄ヶ谷にある山野日本語学校を代々木の空き教室（7・8階）に校舎移転した。遊休となった千駄ヶ谷の日本語学校校舎跡地については、売却することとして入札を進めている。引き続き中期計画において示したMYタワーの維持管理にかかるコスト改善については、プロパティマネジメント（PM）の業務委託を内製化する方針を基に理事会において検討を進めている。令和7年度にあつては、このことを前提にプロパティマネジメント（PM）の内容と業務委託の在り方の整理を行い、調整を進めている。また、ビルマネジメント（BM）については、業務委託内容を整理し、仕様を統一して入札形式により会社選定を行い、優先交渉権者との間で協議を行い、仕様を見直し、現状のBM費用を大幅に下げる方針として進めている。

この他、不動産以外の遊休資産については、令和7年内に全てを売却処分した。今後も、引き続き経営改善に向けた取り組みをさらに強化して進めていくこととしている。

IV. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

1. 関係する決議の概要

理事の職務執行が法令・学校法人山野学苑寄附行為寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、「内部統制システム整備の基本方針」を令和7年3月21日開催の理事会において決定した。

2. 体制整備及び運用状況の概要

（1）理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書取扱規程に基づき、適切に作成、保存及び管理されている。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

令和5年8月30日に施行された「危機管理規程」に基づき、災害時や緊急時を想定した運用が適切に行われている。短期大学ではBCP（Business Continuity Plan）が整備されており、専門学校においても同様にBCPの整備を進めている。現在は具体的な実行動レベルでのマニュアルを整備するために、これまでの事例を基にした点検作業を継続している。

（3）理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

寄附行為並びに理事会運営規程及び評議員会運営規程に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切に理事会及び評議員会を運営している。現在寄附行為の一部改正を申請中であり、理事定数の見直すこと、新たに副理事長を設け、代表業務執行理事とすることを定めた。加えて、学苑長の職務を見直し規程を整備し、この他に専門学校の校務統括、校長、副校長の職務範囲の規程を新たに整備した。

（4）職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・マニュアルに基づいた法令順守を徹底しているほか、コンプライアンス委員会によるモニタリングと指導助言を行っている。また外部による通報窓口や法律相談窓口を設置し、不正の未然防止や法令・寄付行為違反等の行為が確認された場合の速やかな状況把握及び適切な対応に努めている。

(5) 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

当法人における監事の職務を補佐する補助的業務については、専門の補助職員を個別に配置するのではなく、実態として「コンプライアンス委員会」がその役割を担い、円滑に監査運営を支えている。